

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

私たちが暮らす宮崎県は、九州山地や霧島連山をはじめとする緑豊かな山々、それらを源とし日向灘に注ぐ大淀川や五ヶ瀬川などの清らかな河川、日豊海岸から日南海岸に至る変化に富んだ海岸線など、雄大で美しい自然に恵まれています。

また、古くから日本発祥にまつわる日向神話の舞台として知られ、各地に多くの伝説や史跡、伝統文化を有しています。

その中で先人たちは、温暖な気候風土に根ざした暮らしの積み重ねにより、のどかな里山や歴史的な趣のあるまちなみなど地域固有の景観を育んできました。

また、宮崎交通グループの創業者である岩切章太郎氏は、「大地に絵を描く」との理念の下、昭和初期から、本県の景観を生かした観光地づくりに取り組まれました。岩切氏は、本県が持つ「自然の美」に、「人工の美」、つまり人の手で花や緑を添えることで景観に磨きをかけ、さらに観光客へのもてなしの心である「人情の美」を加えることにより、日南海岸やえびの高原等を、本県を代表する観光地に育て上げられました。

このような民間の動きに呼応するように、県は、昭和38年（1963年）に「美しい郷土づくり運動」を提唱し、花の植栽や清掃など各種施策を県民総参加による運動として取り組み、昭和44年（1969年）には、良好な沿道景観の保全・創出に努め、郷土の美化を推進することを目的とした「宮崎県沿道修景美化条例」を全国に先駆けて制定しました。

現在の美しい宮崎の景観は、こうした先人たちの取組によって守られ、育てられてきたものです。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢化の時代を迎える中、本県においても、今後、担い手不足から、地域の人々によって守られてきた景観が損なわれることが懸念されています。

また、人々の価値観の変化や環境意識の高まり、旅行者のニーズの多様化や交流圏域の拡大に伴い、以前にも増して、地域の特性を生かした景観の保全、創出又は活用による魅力ある地域づくりが求められています。

このようなことから、県では、美しい宮崎づくり推進条例（以下「条例」という。）を制定し、地域にある身近な景観を県民共有の財産として、守り、創り出し、又は生かしていく取組を推進していくこととしたところです。

本計画は、条例に基づく美しい宮崎づくりを推進するための各種施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

【コラム】 岩切章太郎氏

岩切章太郎氏（明治26年(1893年)－昭和60年(1985年)）は、宮崎交通グループの創業者。「大地に絵を描く」という理念のもと、日南海岸におけるフェニックスの植樹や、こどもの国の開園、えびの高原の観光開発、橘公園の整備等に取り組み、「宮崎観光の父」と呼ばれています。



▲岩切章太郎氏（左端）

【コラム】 宮崎県沿道修景美化条例

昭和44年（1969年）に本県が全国に先駆けて制定した景観に関する条例。

沿道のすぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことによって、沿道の修景を図ることを目的としています。



▲国道 220 号宮崎南バイパスの沿道修景

【コラム】 県民のおもてなしの心

「のんびり」、「温和」、「お人よし」……。これらは、宮崎県の県民性として、よく挙げられる気質です。このような県民性は、観光面において、旅行者に対する「おもてなしの心（＝ホスピタリティ）」として表れます。

大手旅行サイトの調査では、「地元の人々のホスピタリティを感じた」という項目について、本県は、過去10年で8回10位内にランクインしています。

岩切章太郎氏が「人情の美」と称した「おもてなしの心」は、今も脈々と県民に受け継がれ、本県観光の強みとなっているようです。

「地元の人ホスピタリティを感じた」ランキング

単位：%

調査対象 年度	H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
全体平均	24.3		25.7		25.5		23.4		24.6		21.3		21.3		23.3		23.1		24.4	
1位	沖縄県	50.1	沖縄県	53.4	沖縄県	56.4	沖縄県	51.7	沖縄県	49.4	沖縄県	45.2	沖縄県	47.4	沖縄県	44.7	沖縄県	47.2	沖縄県	46.5
2位	鹿児島県	37.4	鹿児島県	38.8	鹿児島県	40.6	鹿児島県	36.9	宮崎県	36.5	山形県	32.9	秋田県	32.8	青森県	33.5	鹿児島県	34.3	長崎県	34.3
3位	青森県	35.2	宮崎県	38.3	秋田県	37.9	岩手県	33.1	鹿児島県	34.3	秋田県	31.0	岩手県	32.3	鹿児島県	33.1	岩手県	31.6	高知県	34.1
4位	高知県	33.5	高知県	36.4	高知県	35.3	山形県	32.4	青森県	32.5	福島県	30.9	鹿児島県	30.4	徳島県	32.8	宮崎県	30.8	岩手県	33.1
5位	秋田県	32.7	青森県	34.8	宮崎県	34.6	高知県	32.3	宮城県	31.9	岩手県	29.1	福島県	30.1	高知県	32.6	青森県	30.6	鹿児島県	32.0
6位	宮崎県	32.5	奈良県	34.0	京都府	31.6	京都府	31.6	岩手県	31.0	長崎県	28.7	熊本県	28.9	福島県	32.4	長崎県	30.2	宮崎県	31.7
7位	奈良県	32.4	山形県	33.7	青森県	31.5	青森県	31.1	山形県	30.9	宮城県	27.7	山形県	28.7	宮崎県	31.8	福島県	29.7	山形県	31.6
8位	岐阜県	31.4	長崎県	33.7	熊本県	31.5	秋田県	30.5	京都府	30.8	愛媛県	27.7	大分県	27.8	熊本県	31.3	高知県	29.0	徳島県	30.7
9位	大分県	30.9	京都府	33.0	新潟県	30.9	熊本県	30.0	島根県	30.0	京都府	27.2	宮城県	26.8	愛媛県	30.3	愛媛県	28.8	熊本県	30.5
10位	山形県	30.4	秋田県 熊本県	32.7	奈良県	30.8	宮崎県	29.6	秋田県	29.7	熊本県	26.1	愛媛県	26.7	京都府	29.4	熊本県	28.8	北海道	30.3
本県順位											16位	25.0	12位	26.0						

資料：「じゃらん宿泊旅行調査 2007～2016」（リクルートじゃらんリサーチセンター調べ）

2 条例の目的

【美しい宮崎づくり推進条例（抜粋）】

（目的）

第1条 この条例は、美しい宮崎づくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心豊かな暮らし及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

条例では、『美しい宮崎づくり』を進めることにより、『県民の心豊かな暮らし』と『活力ある地域社会』の実現に寄与すること」を、その最終的な目的として定めています。

これは、県民や事業者等の様々な主体が連携して「美しい宮崎づくり」に取り組むことにより、私たち県民が美しい景観の恩恵を享受しながら幸せに暮らすことができることと、地域自体の価値が向上し、訪れる人が増え、地域に活力が生まれるという考えによるものです。

3 「美しい宮崎づくり」とは

【美しい宮崎づくり推進条例（抜粋）】

（定義）

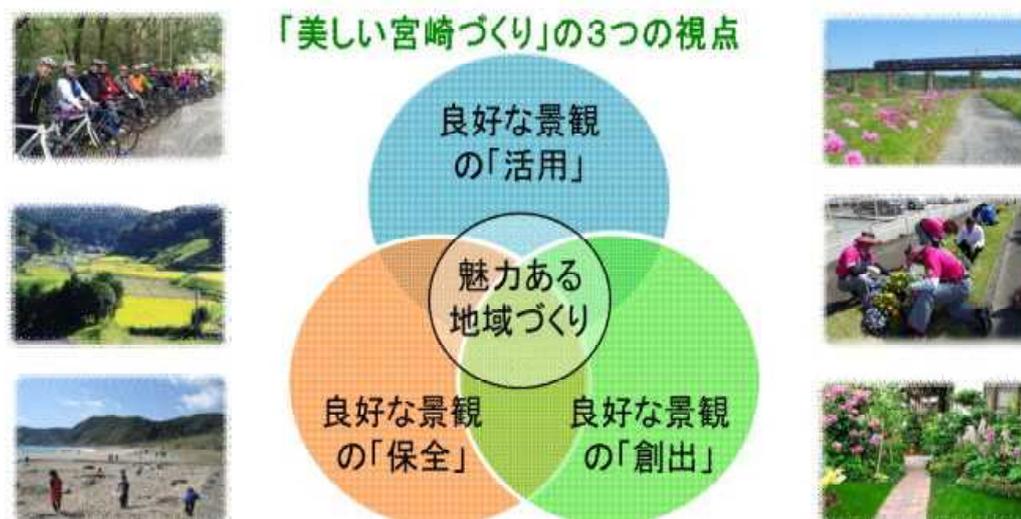
第2条 この条例において、「美しい宮崎づくり」とは、本県において、現にある良好な景観を保全すること、新たに良好な景観を創出すること又はこれらの景観を活用することにより魅力ある地域をつくることをいう。

私たちが認識する「景観」は、山、川、海などの自然や、建築物、道路などの人工物といった「目に映るもの」はもちろん、小鳥のさえずりや草花の香り、風の心地よさなど、五感で感じる「印象」なども含めた様々な要素から成り立っています。そして、私たちは、このような「景観」を通して、住んでいる地域や訪れた地域を評価しています。

すなわち、「美しい宮崎づくり」とは、地域の評価を大きく左右する「景観」に着目し、地域の豊かな自然や歴史、文化、人々の暮らしにより育まれた、今ある良好な景観を保全することはもちろんのこと、新たに創出し、また、良好な景観を活用することにより、地域の人々が心豊かに暮らせ、本県を訪れる旅行者や地方への移住を希望する人々などにとっても魅力的な地域をつくっていくということです。

本県の景観は、緑豊かな山や清らかな川、雄大な海などの自然、地域の人々の暮らしとともに受け継がれてきた歴史や文化、そして事業者による事業活動の積み重ねによって、長い時間を掛けて形づくられてきたものです。

人口減少と少子高齢化が急速に進み、地域社会の担い手不足が懸念される中、「美しい宮崎」を創り上げ、将来の世代にしっかりと引き継いでいくためには、県や市町村の取組はもとより、県民や事業者等の多くの主体の参加による息の長い取組が必要になります。



【コラム】 景観とは

景観は、地域の歴史や風土、文化や伝統、そして私たちの暮らしや経済活動等により形成されるものです。

行政による景観施策はもとより、県民や事業者など、一人ひとりの工夫で景観は向上し、私たちの「まち」に対する評価も高まります。



▲宮崎市役所前交差点の景観（多くの建物や工作物、樹木などで景観が形成されている。）

4 基本理念

【美しい宮崎づくり推進条例（抜粋）】

（基本理念）

- 第3条 美しい宮崎づくりは、良好な景観が県民共有の財産であるとの認識の下、現在及び将来にわたって、県民が良好な景観の恩恵を享受できるよう推進されなければならない。
- 2 美しい宮崎づくりは、地域の良好な景観が有する個性及び特色を伸長させるとともに、県民の地域に対する愛着と誇りを醸成するよう推進されなければならない。
- 3 美しい宮崎づくりは、良好な景観が観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、訪れる人々に対するもてなしの心を持って推進されなければならない。
- 4 美しい宮崎づくりは、良好な景観の保全、創出又は活用に関し、理解を深めること、自ら行動すること、行動するものを支援すること等の多様な取組により推進されなければならない。
- 5 美しい宮崎づくりは、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担及び相互の連携により推進されなければならない。

美しい宮崎づくりを推進していくためには、県や市町村、県民、事業者が想いを共有し、一体となって取り組むことが重要です。

このため、条例では、5つの基本理念を定めています。それぞれに込められた意味を分かりやすく表現すると次のとおりです。

1

私たちや子どもたちのため

（将来にわたって県民が良好な景観の恩恵を享受できるよう推進されること）

今を生きる私たちのみならず、未来を生きる子どもたちも、美しい宮崎の景観の恩恵を受けられることが望まれます。

2

地域への愛着と誇りを育むように

（県民の地域に対する愛着と誇りを醸成するよう推進されること）

地域に対する愛着と誇りが、魅力ある地域づくりに取り組むための原動力となります。

3

訪れる人々へのもてなしの心を持って

（訪れる人々に対するもてなしの心を持って推進されること）

先人たちがそうであったように、美しい宮崎の景観で訪れる人々をもてなし、地域の活性化につなげるという視点も大切です。

4

一人ひとりが今できることに

(理解、行動、支援等の多様な取組により推進されること)

実際に行動することはもちろんですが、景観の保全等について理解することや、行動する人を支援することなども「美しい宮崎づくり」です。一人ひとりが今できることに取り組むことが大切です。

5

みんなの力を合わせて取り組みましょう！

(適切な役割分担と相互の連携により推進されること)

一人ひとりの取組は小さくても、それが集まると大きな力になります。行政、事業者、県民の皆様とが連携して、美しい宮崎づくりに取り組みましょう。

5 各主体の責務又は役割

美しい宮崎づくりを推進していくためには、県、市町村、県民、事業者がそれぞれの責務又は役割を認識した上で、相互に連携して取り組むことが重要です。条例では、それぞれの責務や役割を次のとおり定めています。

(1) 県の責務

【美しい宮崎づくり推進条例（抜粋）】

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい宮崎づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するものとする。
- 2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村が実施する地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策に協力し、及びこれを支援するものとする。
- 3 県は、美しい宮崎づくりに関する県民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を効果的に推進するため、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図ることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

県は、広域行政の担い手として、基本的かつ総合的な施策の策定・推進、市町村の施策への協力及び支援、県民・事業者の主体的かつ積極的な取組の促進並びに県、市町村、県民及び事業者の相互連携の推進に必要な措置を講ずる責務を有します。

(2) 市町村の役割

【美しい宮崎づくり推進条例（抜粋）】

（市町村の役割）

- 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、景観行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、県民及び事業者と連携し、地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策を推進するよう努めるものとする。

市町村は、景観行政を主体的に担う者として、景観法に基づく景観計画を策定するなど、それぞれの地域が有する特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策を推進する役割を担います。

(3) 県民の役割

【美しい宮崎づくり推進条例（抜粋）】

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日々の暮らしが地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、美しい宮崎づくりの重要な担い手として、自ら進んで美しい宮崎づくりに努めるとともに、地域社会の一員として、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する取組に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する美しい宮崎づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

県民は、美しい宮崎づくりの重要な担い手です。自宅周辺の掃除や花壇の手入れなど日々の暮らしが地域の景観に深く関わっているということを認識し、自ら進んで美しい宮崎づくりに努めるとともに、地域での活動に参加するなどの役割を担います。

(4) 事業者の役割

【美しい宮崎づくり推進条例（抜粋）】

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、事業活動を行うに当たっては、周辺の景観に十分配慮するよう努めるとともに、地域社会の一員として、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する取組に参加するよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する美しい宮崎づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

事業者は、事務所等の建築や看板の掲出、土地の造成など事業活動が地域の景観に深く関わっているということを認識し、周辺の景観に十分配慮した事業活動を行うとともに、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する活動に参加するなどの役割を担います。



6 計画の位置付け

【美しい宮崎づくり推進条例（抜粋）】

（推進計画の策定等）

第8条 知事は、美しい宮崎づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、美しい宮崎づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 美しい宮崎づくりの推進に関する施策の方向
- (2) 美しい宮崎づくりの推進に関する施策の具体的な内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、美しい宮崎づくりの推進に必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、市町村並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

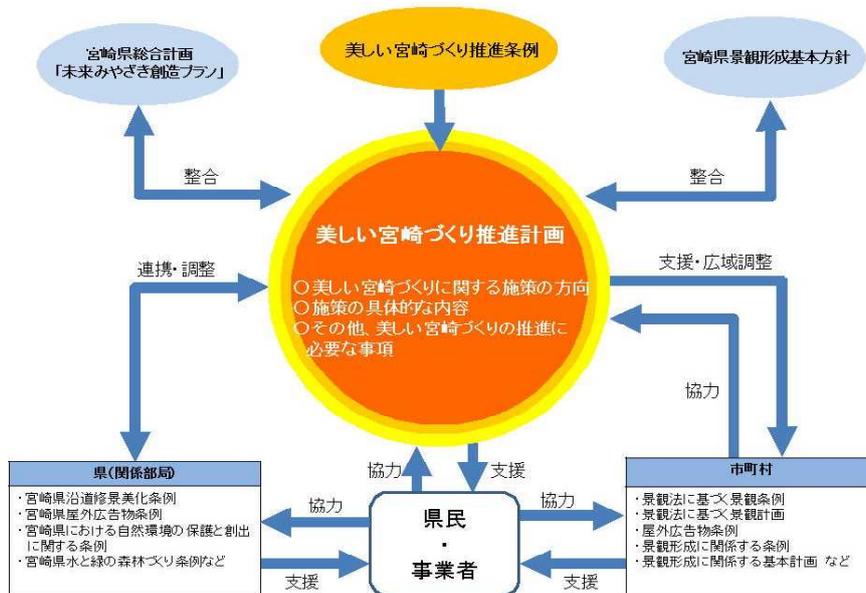
5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

この計画は、条例第8条第1項の規定に基づく計画で、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を具現化するための部門別計画と位置付けられます。

また、この計画は、「美しい宮崎づくり」に関し、自然環境や農林水産業、歴史・文化、まちづくりなど、各分野で取り組むべき施策の方向やその具体的な内容を明らかにするものであり、県、市町村、県民及び事業者の共通の指針となるものです。

計画に基づく施策の推進に当たっては、関係する県の他の条例や計画又は景観法に基づく市町村の景観条例や景観計画等と関連しながら、県や市町村による取組を推進することはもとより、県民、事業者等による「美しい宮崎づくり」に関する活動を下支えすることを目指します。

「美しい宮崎づくり推進計画」の位置づけ



7 計画の期間

平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）まで（10年間）

美しい宮崎の景観は、先人たちが自然と共生した暮らしの中で、世代を超えて守り、育んできたものです。このため、今を生きる私たちも、長期的な展望に立って「美しい宮崎づくり」に取り組み、県民共有の財産である美しい景観を将来の世代に引き継がなければなりません。

一方で、足もとに目を移すと、平成32年（2020年）には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるほか、県内においても国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭が開催されます。さらに、平成38年（2026年）には、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県での開催が見込まれており、これらの大きなイベントを見据えての着実な準備が求められているところです。

これらのことから、本計画は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、国民体育大会等の本県開催が見込まれる平成38年度（2026年度）を目標年次とする10か年計画とします。

なお、推進計画は、具体的な施策展開について記述することから、計画年次である平成38年度（2026年度）までの長期目標だけでなく、国民文化祭等が本県で開催される平成32年度（2020年度）までの短期目標を設け、毎年度、各施策の実施状況の評価・検証を行います。また、施策や目標値の見直しについては、短期目標の達成状況等を踏まえ、平成33年度（2021年度）と平成36年度（2024年度）を目途に行うものとするほか、必要に応じ、その他の年度においても実施するものとします。

